

金沢市立金石中学校PTA規約

第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は金沢市立金石中学校PTAと称し、事務局を金沢市立金石中学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の協力によって、生徒の健全な成長をはかり、併せて会員自らも人間として成長することを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、教育を本旨とする民主的任意団体として、関係団体および教育機関と協力して活動の充実をはかり、営利的、宗教的、政治的活動にはいかなる関係も持たない。

2 本会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 生徒の学校における生活がよりよいものになるため、学校運営や学校行事などが円滑に行われるよう、協力していく。
- (2) 会員がよりよい子育てをするための学習や、自らも成長していくための学習の機会を提供していく。
- (3) 会員は地域の住民でもある立場を生かして、学校・家庭・地域を結び、お互い連携しながら、地域における教育環境の改善、充実を図っていく。

(事業)

第4条 本会は、その目的と方針に基づき、次の事業を行う。

- (1) 生徒の福祉増進および心身の健全な発達に関すること。
- (2) 学校および家庭教育の理解と振興に関すること。
- (3) 学校内外の教育的環境の整備充実に関すること。
- (4) 会員の研修と親睦に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要なこと。

(会員)

第5条 本会の会員は、次の通りとし、平等の権利と義務を持つものとする。

- (1) 金石中学校に在籍する生徒の保護者、またはこれに代わる者
- (2) 金石中学校の校長および教職員
- (3) 本会の目的主旨に賛同するもの

第 2 章 役 員

(役員)

第6条 本会の役員は、次の通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 実行委員 若干名(専門委員会の正副委員長)
- (6) クラス委員 若干名(各学年から選出される専門委員会の構成員)
- (7) 会計監査 2名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次の通りとする。役員相互の兼務はできない。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。総会、実行委員会、その他会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 書記は、本会の各種議事の記録、連絡調整、保管等の会務に必要な庶務を行う。
- (4) 会計は、本会の一切の会計事務を司り、会計監査を経て決算報告をする。
- (5) 実行委員は、専門委員会の正副委員長をつとめ、その事業活動を行う。
- (6) クラス委員は、各専門委員会を組織し、その事業活動を行う。
- (7) 会計監査は、本会の会計を監査する。会計監査は役員を兼務できない。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1ヶ年とする。ただし、再任は防げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、実行委員会が、その後任者を選任する。その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第9条 会長、副会長、書記、会計、実行委員および会計監査の選出は、役員選考委員会で候補者を選出し、総会で承認する。

- 2 クラス委員の選出は、各学年の会員から選出し、実行委員会で各専門委員会への所属を決めて、会長が委嘱する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ、各種会議に出席し、意見を述べることができる。
- 3 顧問は会長が推薦し、実行委員会にはかり総会に報告する。

第 3 章 会 議

(会議の種類)

第11条 本会に次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 実行委員会
- (3) 本部役員会
- (4) 専門委員会
- (5) 役員選考委員会

(総会)

第12条 総会は本会の最高議決機関である。全会員をもって構成する。

- 2 定期総会は会長が招集し、原則として毎年1回5月に開催する。
- 3 臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき、会長はこれを招集しなければならない。
- 4 総会は、委任状を含め会員の過半数をもって成立する。総会の議長は、出席役員の中から選出する。
- 5 議決は、この規約に特別の定めがある場合を除き、出席会員の過半数の賛成を要する。なお、賛否同数のときは議長がこれを決定する。

- 6 総会は、次の事項を承認、議決する。
 - (1) 事業報告および収支決算、会計監査報告の承認。
 - (2) 事業計画および収支予算の議決。
 - (3) 役員および会計監査の承認。
 - (4) 規約の変更に関すること。
 - (5) その他必要な事項。

(実行委員会)

第13条 実行委員会は、総会で決定した事業計画や予算を受けて、本会の運営と活動に責任を持つ最高執行機関である。会長、副会長、書記、会計、実行委員および学校代表者をもって構成する。

- 2 実行委員会は会長が招集し、原則として毎月1回月初めに開催する。
- 3 実行委員会は、次の事項を審議、決定する。実行委員会の議長は、会長になる。
 - (1) 総会から委託された事業の執行。
 - (2) 各専門委員会の年間計画、予算編成、主要行事等の企画審議や連絡調整。
 - (3) 総会に提出する議案の検討や調整。
 - (4) 本会の運営に必要な細則の制定や改廃。
 - (5) その他重要な事項。
- 4 必要に応じて臨時総会の招集を会長に要請する。
- 5 実行委員会は、定数の半数以上の出席者を必要とし、議事はその過半数の賛成で決定する。

(本部役員会)

第14条 本部役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成する。

- 2 本部役員会は、会長が必要と認めるとき招集し、開催する。
- 3 本部役員会は、学校と連携をはかりながら、総会や実行委員会の企画や運営、各専門委員会の活動の連絡調整と協力、収支予算の編成、他団体との連携、その他必要な活動を行う。

(専門委員会)

第15条 本会の事業を円滑に行うため、次の専門委員会をおく。

- (1) 広報委員会
- (2) 文化厚生委員会
- (3) 学年地区委員会
- 2 専門委員会は、その活動に必要な事項について調査、研究、立案する。各委員長および副委員長は、会長が委嘱する。
- 3 専門委員会は、各委員会の委員長が招集し、開催する。
- 4 専門委員会は、その決定事項の実施にあたっては原則、事前に実行委員会の承認をうける。

(広報委員会)

第16条 広報委員会は、実行委員、各学年のクラス委員および担当の教職員をもって構成する。

- 2 広報委員会は、学校と連携をはかりながら、本会の活動を会員や地域社会に伝え、活動への理解と意識の向上をはかる。そのために学校やPTA行事の取材、会報発行などの広報活動を行う。

(文化厚生委員会)

第17条 文化厚生委員会は、実行委員、各学年のクラス委員および担当の教職員をもって構成する。

- 2 文化厚生委員会は、学校と連携をはかりながら、生徒および会員相互の文化活動や福利厚生をはかる。そのための学校への協力、会員への研修や講演会などを企画し実施する。

(学年地区委員会)

第18条 学年地区委員会は、実行委員、各学年のクラス委員、各町会から選出される地区委員および担当の教職員をもって構成する。

2 各町会から選出される地区委員は、原則として生徒のいる地区ごとに1名を選出する。

3 学年地区委員会は、学校や地域社会との連携をはかりながら、学年PTA行事の企画や運営、学校内外における生徒の安全を守る活動や社会環境を健全化する活動を行う。

(役員選考委員会)

第19条 役員選考委員会は、会長が実行委員会から選任した人員で構成する。

2 役員選考委員会の委員長は、実行委員から選出された年長委員がこれにあたる。

3 役員選考委員会は、次年度の役員および会計監査を選出する。

第4章 会 計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第21条 本会の会費は、月毎に納めることとする。

2 会費の金額は、総会において承認をうけるものとする。

3 家庭の事情によっては、実行委員会の審議によって、会費の全額を免除または減額することができる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 補 則

(細則)

第23条 本会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限り、実行委員会において制定または改廃することができる。その場合には、次の総会で報告する。

(規約改正)

第24条 本会の規約は、総会において、出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし、改正案は、あらかじめその内容を全会員に通知する。

付則 本規約は、昭和28年より実施する。

昭和45年4月改正

昭和51年4月改正

昭和53年4月改正

昭和57年4月改正

平成元年4月改正

平成5年4月改正

平成12年4月改正

平成25年5月改正

平成27年5月改正

平成28年5月改正